○　開　　議

◎議長（宮原真一君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○　決　議　案　提　出

◎議長（宮原真一君）　ただいま議長の手元に全議員から決議案が一件提出されました。これは皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（決議案）

○　決　議　案　上　程

◎議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

決第一号決議案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、決第一号決議案を本日の日程に追加して議題といたします。

○　提　出　者　説　明

◎議長（宮原真一君）　ただいま議題となりました決第一号決議案につきましては、提出者の説明を求めます。

◎大場芳博君（拍手）登壇＝おはようございます。自由民主党会派の大場でございます。

今回の佐賀県警察本部のＤＮＡ型鑑定不祥事の件につきまして、事の重大性に鑑み、県議会を代表して、決議案の提出者説明を行います。

なお、説明につきましては、決議案の読み上げによりまして代えさせていただきます。

佐賀県警察本部ＤＮＡ型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議（案）

佐賀県警察本部は、令和七年九月八日、科学捜査研究所に所属する鑑定技術職員がＤＮＡ型鑑定を巡り、平成二十九年六月から令和六年十月までの間、実際は行っていない鑑定を行ったように装う虚偽の報告をするなど百三十件の不正行為をしていた事案を公表した。こうした行為は刑事司法制度の信頼を根底から揺るがし、県民に深刻な不安と不信を与える重大な事案であり、断じて許されるものではない。

ＤＮＡ型鑑定は、個人を高い精度で識別する鑑定法であり、現場資料からの被疑者の特定、被疑者でない者の捜査対象からの除外等の個人識別に活用され、その内容や結果が信頼されるのは高度の専門性と中立性に担保される最も重要なものである。

客観証拠を重視する捜査への転換が求められる中、その要であるＤＮＡ型鑑定を巡る不正行為は、科学鑑定の信頼を大きく揺るがすものである。

今回の事案において、佐賀県警は鑑定技術職員の不正行為を七年以上も見逃し、内部管理の甘さ、組織としてのチェック体制の不備が明らかになるなど、県民の警察組織全体に対する信頼は大きく失墜した。

また、発覚後の情報公開においても初動から丁寧さを欠き不十分であったことは、極めて深刻であり、警察組織の透明性と信頼性を大きく

損なうものである。これは佐賀県警だけにとどまらず、全国の警察組織や科学捜査全般の信頼を損ない、警察職員の士気阻喪にも波及しかねない事態である。こうした不正行為が明らかになったことは、県議会としては、甚だ遺憾であり、到底看過できるものではない。

よって、佐賀県議会はＤＮＡ型鑑定不祥事に関し、以下の事を強く求めるものである。

一、科学鑑定の信頼を揺るがし、佐賀県警に対する県民の信頼を大きく失墜させたことを、重く受け止め、真摯に反省すること。

二、説明責任を果たすため、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うこと。

三、警察庁など外部へ指導・助言を求め、組織改革と再発防止策の具体化、組織風土の改善、職員教育の徹底等を図り県民への信頼回復を果たすこと。

以上、決議する。

以上をもちまして、提案者の説明とさせていただきます。（拍手）

◎議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

決第一号決議案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって決第一号決議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより決第一号決議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

◎議長（宮原真一君）　決第一号決議案を採決します。

これは、佐賀県警察本部ＤＮＡ型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議案であります。

本決議案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、決第一号決議案は可決されました。

○　討　　論

◎議長（宮原真一君）　次に、日程により、上程中の議案について討論に入ります。

甲第四十号議案について討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君　登壇＝おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、甲第四十号議案「令和七年度佐賀県一般会計補正予算（第三号）」について、反対の立場から討論を行います。

甲第四十号の補正予算（第三号）は、五十八億二千七十四万円です。この中には、物価高騰対策としての国の交付金による事業として五億五千百六十万八千円も含まれていて、それはそれとしていいことだと思っております。しかし、見過ごすわけにはいかない、国民医療、地域医療を大きく後退させる病床削減計画によるものが含まれており、異議を唱えます。

病床機能再編支援事業費補助として一億五千七百七十七万六千円、

これは急性期機能や、慢性期の機能を持つ病床を減少する場合の病床数に応じて給付金を支給するというものです。また令和六年度国補正で国の二次内示を受けた病床数適正化という名のベッド数の削減を進める医療機関に対し、経費相当の給付金支援としての一億五千五百九十五万二千円が追加されていて、合計三億一千三百七十二万八千円になります。

自民、公明、維新の会による医療費四兆円削減の合意のもとで、全国で十一万床の病床削減を進めており、佐賀県にもこういう形で影響が及んでいるのです。

六月議会のときも言いましたが、感染症などの有事に対応するためにも余力のある医療体制は必要なのです。国民の命と健康を守るための病床が削減されることは認められません。医療をないがしろにしてはならないと改めて国のやり方に憤りを表明し、抗議し、反対討論といたします。

◎議長（宮原真一君）　以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◎議長（宮原真一君）　甲第四十号議案を採決いたします。

これは、令和七年度一般会計補正予算（第三号）についての議案であります。

甲第四十号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、甲第四十号議案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、甲第四十二号議案を採決します。

これは、令和七年度財政調整積立金特別会計補正予算（第一号）についての議案であります。

甲第四十二号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、甲第四十二号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第五十一号議案を採決します。

これは、国営土地改良事業に対する市町の負担についての議案であります。

乙第五十一号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、乙第五十一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十一号議案、及び甲第四十三号議案から甲第四十五号議案まで三件、以上四件の議案を一括して採決します。

以上四件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第四十六号議案から乙第五十号議案まで五件、及び乙第五十二号議案から乙第五十九号議案まで八件、以上十三件の議案を一括して採決します。

以上十三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、以上十三件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第六十号議案を採決します。

これは、公安委員会委員の任命についての議案であります。

乙第六十号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、乙第六十号議案は同意することに決定いたしました。

○　意　見　書　案　提　出

◎議長（宮原真一君）　ただいま議長の手元に意見書案が五件提出されました。これは皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意見書案）

○　意　見　書　案　上　程

◎議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

意第八号意見書案から意第十二号意見書案まで以上五件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、以上五件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第八号意見書案及び意第九号意見書案、以上二件の意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第八号意見書案及び意第九号意見書案、以上二件の意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

◎議長（宮原真一君）　意第八号意見書案及び意第九号意見書案、以上二件の意見書案を一括して採決いたします。

これは、私学助成の充実強化等に関する意見書案、地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める意見書案であります。

以上二件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、以上二件の意見書案につきましてはいずれも可決されました。

○　提　出　者　説　明

◎議長（宮原真一君）　次に、意第十号意見書案について、提出者の説明を求めます。

◎下田　寛君（拍手）登壇＝県民ネットワークの下田寛です。

意第十号意見書案、これは「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（案）」ですが、これの提案者説明を行います。

国は二〇一三年から二〇一五年にかけて、生活保護基準のうち、生活費部分を平均六・五％、最大で一〇％引き下げました。

生活保護基準は、住民税の非課税基準や就学援助の支給基準、国民健康保険料の減免基準、介護保険料や利用者の減免基準など四十七もの制度に連動する基準であり、この減額は、生活保護利用者のみならず、生活保護を利用していない多くの人にも多大な影響を及ぼしました。

これに対して佐賀県をはじめ、全国二十九都道府県で最大千二十七人の原告が引き下げの取り消しを求めて裁判を起こしました。これまで、地裁、高裁で国敗訴の判決が二十七件も積み上がっています。その結果、本年六月二十七日、最高裁判所は、この減額処分は生活保護法第三条並びに第八条二項に違反しており、違法であるとして減額処分を取り消す判決を言い渡しました。

この判決は最高裁も判事全員一致で減額処分を違法と断じており、ただの手続違反ではなく、結果として基準自体が実態として違法と認めたものであります。

この最高裁判決により、減額処分前の生活保護基準が生き続けることになり、生活保護利用者は違法に減額した保護費を支払えという請求権を持つことにもなります。

国は、生活保護利用者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利という重要な権利を侵害した事態を深刻に受け止め、現在も全国の裁判所で継続している同種訴訟について、全面解決を図り全面的な被害回復措置を講じるべきです。

この最高裁判決に対しましては、国は、生活保護情勢を所管する厚生労働省として真摯に反省するという旨の表明をしました。また、対応の在り方については、そのことを審議する学識経験者による専門委員会を立ち上げました。

しかし、最高裁判決から既に三カ月以上経過しているにもかかわらず、国はいまだに生活保護利用者への謝罪や被害回復の措置を取らずに放置し続けています。

これまで多くの原告が、被害回復を見ることなく、訴訟中に死亡していることからも、最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者の完全な被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。これらのことを早期に実現させるため、本意見書案を提出します。

以上、提案者説明といたします。（拍手）

◎議長（宮原真一君）　これより意第十号意見書案について質疑に入り

ますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第十号意見書案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、意第十号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○　討　　論

◎議長（宮原真一君）　これより意第十号意見書案について討論に入ります。討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君（拍手）登壇＝日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第十号意見書案「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書」について、賛成の立場から討論を行います。

二〇一三年から二〇一五年にかけて、生活保護基準のうち、日常生活費の基準となる生活扶助費が最大一〇％、平均六・五％引き下げられました。これは違法だと最高裁で結論づけられたのです。

私が相談を受けたある方は、食事は一日二回、就寝は七時か八時にして、光熱費を節約して自己防衛していることを話されました。最近では一日一食で我慢している人たちもおられるようで、生活保護基準を見直してほしい、せめて元に戻してほしい、そういった声が寄せられています。

物価高騰の中で、給付金への期待があっても当てにならない状況です。親戚の祝儀不祝儀にもお包みができず、疎遠になっていることも語られています。

憲法二十五条や生活保護法に示されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、それどころか、何でも我慢を強いられる、人として当たり前に生きることすらかなわない生活を余儀なくされてます。生活扶助基準の引き下げは許されないことです。

最高裁判決に基づき、国は、全ての生活保護利用者へ減額した保護費を、遡って支給することを直ちに始めるべきです。

今、厚生労働省は有識者の会議の中でどう対応するか検討しているようですが、そんな暇はありません。その結論待ちの間にも、健康状態が悪化する人たちもおられます。亡くなる方もいらっしゃるんではないでしょうか。一刻も早く、被害回復をしていくべきです。

また、生活保護基準は、就学援助制度や住民税非課税世帯などの制度にも連動しています。先延ばしにすることのないよう、この意見書を採択することが、厚生労働省の実行を後押しすることにつながります。最高裁判決は、誰もが否定できないものです。ぜひ、県議会の皆様の良識をお示しいただきますよう心からお願いをいたしまして、賛成討論といたします。（拍手）

◎議長（宮原真一君）　以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◎議長（宮原真一君）　意第十号意見書案を採決いたします。

これは、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　起立者少数と認めます。よって、意第十号意見書案は否決されました。

お諮りいたします。

意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案、以上二件の意見書案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、以上二件の意見書案につきましては提出者説明を省略することに決定いたしました。

これより意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案、以上二件の意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案、以上二件の意見書案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、以上二件の意見書案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

○　討　　論

◎議長（宮原真一君）　これより意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案、以上二件の意見書案について討論に入ります。討論の通告がありますので、発言の許可をいたします。

◎武藤明美君　登壇＝日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第十一号意見書案「外国人や外国資本による土地取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書」、また意第十二号意見書案「台湾のＣＰＴＰＰ（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書」、以上二本に対し反対し、一括して討論を行います。

意第十一号意見書案です。「外国人や外国資本による土地取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書」についてです。

この前の参議院選挙のときに、外国人差別や排外主義の主張をする陣営が話題となりました。中国が日本の土地を買いあさっている。外国人の投資がマンション価格を引き上げた、などの言説が振りまかれ、結果、外国人の土地購入規制を主張し出している政党もあります。

しかし、外国人による不動産投資の増加は、第二次安倍政権の規制緩和と、アベノミクスによる円安の結果であり、政府が国内外の不動産ファンドなどによる住宅投機を野放しにしてきたためです。この投機に対する規制こそ今必要ではないでしょうか。

アベノミクス以降の不動産ファンドなどによる十億円以上の不動産売買は合計約四十七兆円超えに上ると言われています。二〇一三年から二〇二四年度までの数字ですが、このうち海外投資家によるものは、約四分の一です。三井不動産の首都圏新築物件の購入者では、外国人投資者は一割ほどです。大型都市再開発で大もうけしたのは大手不動産業者であり、五年間で五社、三井、住友、三菱、東急、野村は二〇二四年三月期決算で、それぞれ過去最高益を更新しています。

こういう状態を規制もなく放置して、外国人による土地購入の規制が問題だと、外国人に枠をはめるのではなく、投機目的でマンションなどの不動産を購入すること自体に規制をかけることがまず先です。

また、この意見書案の要請の一項目に、「重要土地等調査法の対象区域を拡大すること」を求めていますが、この狙いは、森林や水源地などが外国資本に買収され、乱開発されるのではないかという危惧に端を発して、国家が国民監視のフリーハンドを得るためのものです。二〇二一年六月に国会で論議されておりますが、政府は外国資本による不動産購入を契機とする不安、リスク、懸念を口実に、対象地域を拡大せよと主張しています。対象地域の拡大で政府が自らやってきた規制緩和を容認し、それによって基本的人権を脅かし、市民監視も強めるようなことを政府に白紙委任するやり方で進めてはならないと思います。

この意見書は、外国人の土地購入を口実とした重要土地等調査法の対象区域拡大によって、日本国民をも監視することが評価されるものであることを指摘しておきたいと思います。よって、この意見書案に反対です。

次に、意第十二号意見書案です。「台湾のＣＰＴＰＰ参加を積極的に支援するよう求める意見書（案）」についてです。

ＣＰＴＰＰ、いわゆるＴＰＰ一一は、そもそものＴＰＰと本質的に異なるところはなく、あらゆる障壁の撤廃を掲げ、自由貿易、投資の自由化の名で市場原理、規制緩和至上主義を各国に押しつけて経済主権を奪うものです。

そのような枠組みに、我が国にとって「重要なパートナーである」と思っている台湾を巻き込むべきではないと思います。

かつて農業分野における関税撤廃は、我が国農業を破壊すると多くの国民がＴＰＰ参加に反対しました。当時、自民党は選挙で「ウソをつかない。ＴＰＰ断固反対。ブレない自民党」というポスターまで掲げていました。農産物主要五品目を関税撤廃から除外する国会決議も採択されました。こういったことをほごにして、自公政権がＴＰＰ協定批准を強行したことは、どなたも記憶しておられることでしょう。

ＴＰＰ参加後、あれこれ国内対策がとられましたが、それでもＴＰＰの打撃を防げなかったことは、今日の農業・農村を取り巻く環境を見れば明らかです。かつての懸念は現実のものになっています。

言うまでもなく、ＴＰＰの影響は農業分野だけでなく、食の安全、医療、保健、共済、政府調達、ＩＳＤ条項などの各分野に及んでいます。そういう状況に台湾を押しやるような支援はすべきではありません。

今、世界の流れは、各国の経済主権の尊重と、互恵平等の立場での貿易投資のルールづくりにあります。とりわけ、自国の食料の在り方については、自国で決定するという、食料主権の尊重は世界の流れになっています。日本はこういった互恵平等のルールづくりこそ、アジアの中で進めていくべきです。ＴＰＰ一一、日欧ＥＰＡなどの貿易協定は離脱、廃棄し、二国間の貿易・経済連携は、各国の多様な主権尊重を基本に進めるべきであり、このような意見書を上げるべきではありません。よって、この意見書案に反対を表明いたします。

◎議長（宮原真一君）　以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◎議長（宮原真一君）　まず、意第十一号意見書案を採決いたします。

これは、外国人や外国資本による土地取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書案でございます。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、意第十一号意見書案は可決されました。

次に、意第十二号意見書案を採決いたします。

これは、台湾のＣＰＴＰＰ（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、意第十二号意見書案は可決されました。

○　議　員　派　遣

◎議長（宮原真一君）　次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第百二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

（議員派遣報告書）

◎議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○　継　続　審　査

◎議長（宮原真一君）　次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査申出がありました。

（閉会中継続審査報告書）

◎議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○　閉　　会

◎議長（宮原真一君）　これをもちまして、令和七年九月定例県議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前十一時三十九分　閉会

議　事　課　副　課　長　髙　田　一　弘

同　　議事・記録担当主査　松　尾　重　治

同　議事・記録担当会計年度任用職　石　丸　宏　子